

別紙

(介護予防) 短期入所 利用料金表

(指定短期入所生活介護事業・指定介護予防短期入所生活介護事業)

令和 8 年 6 月 1 日現在

①基本利用料 (1 日につき)

区 分		利用料	利用者負担額		
			1 割	2 割	3 割
要支援 1		5,290 円	529 円	1,058 円	1,587 円
要支援 2		6,560 円	656 円	1,312 円	1,968 円
要介護 1		7,040 円	704 円	1,408 円	2,112 円
要介護 2		7,720 円	772 円	1,544 円	2,316 円
要介護 3		8,470 円	847 円	1,694 円	2,541 円
要介護 4		9,180 円	918 円	1,836 円	2,754 円
要介護 5		9,870 円	987 円	1,974 円	2,961 円

②加算料金

項 目	内 容	利用料	利用者負担額		
			1 割	2 割	3 割
サービス提供強化体制加算(Ⅱ) (1 日につき)	ご利用者に質の高い安定的な介護サービスの提供を行うため、一定割合以上の介護福祉士の配置を行います。	180 円	18 円	36 円	54 円
送迎加算 (片道につき)	身体の状態、地理的条件等により送迎を必要とする方に対して、リフト車や小型車により居宅と事業所間の送迎を行います。	1,840 円	184 円	368 円	552 円
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (利用開始～7 日間まで)	認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した者に対して、緊急受け入れを行った場合に入所日から 7 日を限度に算定	2,000 円	200 円	400 円	600 円
若年性認知症利用者受入加算 (1 日につき)	受け入れた若年性認知症入所者等毎に個別の担当者を選任し、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うことで算定 ※認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定する場合には算定不可	1,200 円	120 円	240 円	360 円

認知症専門 ケア加算Ⅰ （1日につ き）	認知症介護に係る専門的研修修了者 を一定数以上配置し、チームとして 専門的な認知症ケアを実施した場合 に算定	30 円	3 円	6 円	9 円
機能訓練指 導体制加算 （1日につ き）	常勤の機能訓練指導員を1名以上配 置している場合に算定	120 円	12 円	24 円	36 円
療養食加算 （1回につ き）	医師発行の食事せんに基づき、ご利用 者の年齢、心身の状況によって適 切な栄養量及び食事の提供が栄養士 によって管理されている場合に算定	80 円	8 円	16 円	24 円
口腔連携強 化加算	従業者が、口腔の健康状態の評価を 実施した場合において、利用者の同 意を得て、歯科医療機関及び介護支 援専門員に対し、当該評価の結果の 情報提供を行ったとき、口腔連携強 化加算として1月に1回に限り算定	500 円	50 円	100 円	150 円
生産性向上 推進体制加 算（Ⅱ）	利用者の安全並びに介護サービスの 質の確保及び職員の負担軽減に資す る方策を検討するための委員会の開 催や必要な安全対策を講じた上で、 生産性向上ガイドラインに基づいた 改善活動を継続的に実施している場 合に算定 見守り機器等のテクノロジーを1つ 以上導入していること。 1年以内ごとに1回、業務改善の取 組による効果を示すデータの提供を 行うことで1月につき算定	100 円	10 円	20 円	30 円
介護職員等 処遇改善加 算（Ⅰ） （1月につ き）	経験技能のある介護職員を事業所内 で一定割合以上配置し、改善後の賃 金年額440万円以上が1人以上 で、職場環境の更なる改善、見える 化、資格や勤続年数等に応じた昇給 の仕組みの整備、賃金体系等の整備 及び研修の実施等している場合算定	（利用者負担金＋加算）×（176／1000）			
※以下の短期入所生活介護サービスの算定加算項目については、介護予防短期入所生活介護サー ビスの場合はありません。					
夜勤職員配 置加算Ⅱ （1日につ き）	要介護度の高いご利用者又は認知症 日常生活自立度の重いご利用者に対 し、夜間における手厚い介護サービ スの提供を行うため、基準を上回る 夜勤職員を配置している場合に算定	180 円	18 円	36 円	54 円
在宅中重度 者受入加算 （1日につ き）	当該事業所で訪問看護事業所に利用 者の健康管理を行わせた場合に算定	4,170 円	417 円	834 円	1,251 円

緊急短期入所受入加算 (1日につき)	ご利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合に算定 緊急短期入所受入加算として短期入所生活介護を行った日から起算して7日（ご利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）を限度とし算定	900 円	90 円	180 円	270 円
看護体制加算Ⅰ (1日につき)	ご利用者の健康や安全管理のため、常勤の看護師を配置した場合に算定	40 円	4 円	8 円	12 円
看護体制加算Ⅱ (1日につき)	看護職員の数が基準に適合し、24時間の連絡体制を確保します。	80 円	8 円	16 円	24 円
看取り連携体制加算 (1日につき)	看取り期における対応方針を定め、対応方針の内容の説明、同意を得た看取り期の利用者に対するサービス提供を行った場合に算定（7日を限度）	640 円	64 円	128 円	192 円

③その他

1) 介護保険の給付対象とならないサービス

①居住費	水道光熱費及び室料相当額（1日あたり）	2,066 円
②食 費	食材料費及び調理費（1日あたり） 朝食 400 円 昼食 700 円 夕食 654 円	1,754 円

※ただし「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けられている方は、その段階に応じ、以下のようなご負担となります。

利用者負担段階	滞在費（日額）	食費（日額）
第1段階	880 円	300 円
第2段階	880 円	600 円
第3段階①	1,370 円	1,030 円
第3段階②	1,470 円	1,360 円
第4段階	2,066 円	1,445 円

2) 社会福祉法人による利用者負担軽減制度について

当社会福祉法人と契約済みの市町村発行の「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」の提示が必要です。軽減率と減額する内容は「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」で定められたものとします。

※ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費を除いた額（自己負担額）、加算料金、滞在費（水道光熱費及び室料相当）、食費（食材料費及び調理費）の合計金額が利用料金となります。